

東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱

平成22年11月8日

22交資第1377号

(目的)

第1条 本要綱は、東京都交通局が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「局の契約」という。）に、暴力団等が介入することのないよう十分留意するとともに、暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずることにより、適正な契約事務の執行を期することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員その他計画的又は常習的に暴力、脅迫及びこれらに類する手段を用いて不法行為や要求を行う集団又は個人をいう。
- 二 有資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により交通局長が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- 三 役員等 代表役員（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。））、一般役員（有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営参画している者をいう。
- 四 使用人 有資格者に雇用される者で、前号以外の者をいう。
- 五 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人（資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下同じ。）及び業務委託の全部又は主要な部分を一括して、若しくはその一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合（再委託）の受託者をいう。
- 六 契約担当者等 交通局長及び東京都交通局契約事務規程（昭和39年交通局規程第15号）第2条第1号に規定する者をいう。
- 七 監督員その他の関係者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督を行う者及び契約に関係するその他の者をいう。
- 八 東京都入札監視委員会 東京都入札監視委員会設置要綱（平成14年3月19日付13財経総第1529号）に基づき設置される東京都入札監視委員会をいう。
- 九 協議会 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日61財経庶

第922号。以下「都要綱」という。)第3条に基づき設置される東京都契約関係暴力団等対策連絡協議会をいう。

(排除措置)

第3条 交通局長は、都要綱第5条第1項及び第2項の規定により排除された有資格者について、第5条に定める排除措置解除日までの間、次のとおり当該有資格者を局の契約から排除しなければならない。

一 一般競争入札からの排除

- (1) 一般競争入札の参加資格確認申請を受け付けてはならない。
- (2) 一般競争入札の参加資格確認申請の受付をされた者が参加資格確認までの間に排除措置を受けたときは、一般競争入札の参加資格を認めてはならない。
- (3) 一般競争入札の参加資格を有すると確認された者が開札までの間に排除措置を受けたときは、当該資格確認を取り消さなければならない。
- (4) 落札予定者又は低入札価格調査制度対象案件において、調査基準価格を下回る入札を行った者(当該有資格者を構成員とする建設共同企業体及び当該有資格者を構成員とする事業協同組合等も含む。以下「調査対象者」という。)が落札決定までの間に排除措置を受けたときは、落札者としてはならない。
- (5) 落札決定された者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消さなければならない。

二 指名競争入札からの排除

- (1) 希望票を受け付けてはならない。
- (2) 指名競争入札において指名してはならない。
- (3) 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が開札までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消さなければならない。
- (4) 落札予定者又は調査対象者が落札決定までの間に排除措置を受けたときは、当該有資格者を落札者としてはならない。
- (5) 落札決定された者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消さなければならない。

三 随意契約からの排除

随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の種類、性質、目的及び履行場所等により、契約の相手方が排除措置を受けた者に特定されるときその他特別の理由があると交通局長が認めるときは、この限りでない。

2 契約担当者等は、局の契約の相手方が、別表1号に該当するとして排除措置を受けた場合は、監督員その他の関係者と連携して、当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。

(下請負禁止等)

第4条 契約担当者等及び監督員その他の関係者は、排除措置を受けた者又は有資格者以

外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請（以下「排除要請」という。）があった者（以下「排除要請者」という。）を、排除措置中又は警視庁から排除要請を解除する旨の連絡があるまでの間、局の契約の相手方の下請負人等とすることを認めてはならない。

- 2 契約担当者等及び監督員その他の関係者は、前項に規定する者のうち、別表1号に該当する者を局の契約の相手方が下請負人等としていたときは、局の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めることができる。
- 3 交通局長は、前項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、局の契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、協議会の協議を経て、局の契約の相手方に対して排除措置を決定するものとする。
- 4 契約担当者等は、排除要請者を警視庁から排除要請を解除する旨の連絡があるまでの間、随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の種類、性質、目的及び履行場所等により、契約の相手方が排除要請者に特定されるときその他特別の理由があると交通局長が認めるときは、この限りでない。

（排除措置の期間）

第5条 排除措置の期間は、交通局長が第3条に基づき排除することを決定した日（以下「排除決定日」という。）から、別表1号に該当する者については2年が、別表2号から6号までに該当する者については1年が経過し、かつ、排除措置の原因となった事実が解消されたことが確認でき、第6条に基づき排除措置の解除を決定した日（以下「排除措置解除日」という。）までとする。

また、別表7号及び8号に該当する者については、排除することを決定した日から1年間とする。

ただし、しんしゃくすべき事由等がある場合は、別表2号から8号までに該当する者については、排除措置の期間を短縮することができる。

- 2 排除措置期間中又は排除措置解除日から3年を経過するまでの間に、再度別表各号に該当することとなった者については、排除措置の期間を前項に定める期間の倍の期間とすることができる。

（排除措置の解除）

第6条 交通局長は、第3条第1項の規定により排除措置の対象となった有資格者から、契約担当者等を通じて財務局長に対して排除措置の解除の申請があり、財務局長が排除措置の原因となった事実の解消について警視庁に照会し、解消された旨の回答を得た場合は、協議会の協議を経て、排除措置を解除するものとする。

（不当介入に対する措置）

第7条 契約担当者等及び監督員その他の関係者は、局の契約の相手方が契約の履行に当たり、暴力団等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）

を受けた場合（下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、局の契約の相手方に対して、遅滞なく交通局への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うよう求めなければならない。

- 2 交通局は、前項の報告を受けた場合（下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合の報告を含む。）は、財務局長を通じ、協議会に報告しなければならない。
- 3 交通局長は、局の契約の相手方が、正当な理由なく第1項の報告又は通報を怠ったと認められるときは、協議会の協議を経て、当該局の契約の相手方に対して排除措置を決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月15日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の規定は、公告その他の契約の申込みの誘引による契約（以下「公告等契約」という。）にあつては、施行日以後に行われる公告等契約について適用し、施行日前において行なわれた公告等契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお、従前の例による。
また、公告等契約以外の契約にあつては、施行日以後に締結される契約について適用する。

別表 （第3条第2項、第4条第2項、第5条第1項関係）

排除措置の対象者

<p>1号 暴力団等経営支配者</p> <p>個人若しくは法人の役員等が暴力団等である者又は暴力団等が実質的に経営を支配する者</p>
<p>2号 暴力団等雇用者</p> <p>暴力団等を雇用している者</p>
<p>3号 暴力団等資金提供者</p> <p>個人又は法人の役員等若しくは使用人が、暴力団等であることを知りながら暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者</p>
<p>4号 暴力団等利用者</p> <p>個人又は法人の役員等若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等を利用するなどしていると認められる者</p>
<p>5号 暴力団等親交者</p> <p>個人又は法人の役員等若しくは使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される密接な関係を有していると認められる者</p>
<p>6号 その他の暴力団等関係者</p> <p>個人又は法人の役員等若しくは使用人が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者</p>
<p>7号 下請負人等契約解除拒否者</p> <p>局の契約の相手方の下請負人等が1号に掲げる者である場合において、東京都が当該下請負人等との契約の解除を当該局の契約の相手方に求めたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められる者</p>
<p>8号 不当介入通報報告義務違反者</p> <p>局の契約の相手方又はその下請負人等が、契約の履行に当たって不当介入を受けた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、局への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められる者</p>